○北海道開発局告示第三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

北海道開発局長　岡部　和憲

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十六号	北海道幕別町字忠類共栄一番一更別村字更別南一線八六番一から同道中川郡更別村字更別南一まで	北海道開発局及び同局帯広開発建設部

供用開始の期日　平成二十七年三月十五日十四時

官庁報告

官庁事項

中国地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成27年３月13日

中国地方整備局長　尾藤　　勇

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道９号	大田市仁摩町大国字五丁45番１から大田市温泉津町湯里1553番２まで
一般国道９号	浜田市原井町2298番４から浜田市西村町1314番２まで

2　指定する期日　平成27年３月14日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集　道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を下記のとおり指定する。

平成27年３月13日

中国地方整備局長　尾藤　　勇

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道９号	大田市仁摩町大国字五丁45番１から大田市温泉津町湯里1553番２まで
一般国道９号	浜田市原井町2298番４から浜田市西村町1314番２まで

2　指定する期日　平成27年３月14日

北海道開発局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成27年３月13日

北海道開発局長　岡部　和憲

道路の種類	路線名	区間
一般国道	12号	札幌市中央区北１条東３丁目２番６から同市中央区北１条東５丁目９番５までの下り線
一般国道	12号	札幌市中央区北１条東６丁目10番33から同市中央区北１条東７丁目１番８までの上り線
一般国道	12号	札幌市中央区北１条東12丁目22番45から同市中央区北１条東13丁目１番85までの下り線
一般国道	12号	札幌市中央区北１条東13丁目１番85から同市中央区北１条東14丁目１番11までの上り線
一般国道	36号	札幌市豊平区豊平４条10丁目23番１から同市豊平区豊平４条12丁目14番２までの下り線
一般国道	36号	札幌市豊平区豊平４条11丁目６番５から同市豊平区美園３条１丁目18番までの上り線

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成27年３月13日

北海道開発局長　岡部　和憲

道路の種類	路線名	区間
一般国道	５号	北海道虻田郡倶知安町南４条西１丁目37番１から同町北１条西１丁目19番１までの下り線

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、西日本ＮＴＴ関連合同労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成27年３月17日、18日及び19日に、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成27年３月13日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表

兵庫県　西日本電信電話株式会社

高知県　株式会社ＮＴＴフィールドテクノ

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、東日本ＮＴＴ関連合同労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成27年３月17日、18日及び19日に、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成27年３月13日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表

茨城県　株式会社ＮＴＴ東日本ー南関東及び株式会社エヌ・ティ・ティ　エムイー

埼玉県　東日本電信電話株式会社

千葉県　東日本電信電話株式会社及び株式会社ＮＴＴ東日本ー南関東

東京都　東日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴ東日本ー南関東、株式会社エヌ・ティ・ティ　エムイー及びＮＴＴコムソリューションズ株式会社

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、エヌ・ティ・ティ労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成27年３月16日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（全国）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成27年３月13日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表

北海道　東日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、株式会社ＮＴＴファシリティーズ、株式会社ＮＴＴ東日本ー南関東、株式会社ＮＴＴ東日本ー北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ　エムイー、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社、テルウェル東日本株式会社、ＮＴＴコムソリューションズ株式会社、エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社、株式会社ドコモＣＳ、株式会社ドコモＣＳ北海道及び株式会社ＮＴＴファシリティーズ北海道